

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

兵庫県、洲本市並びに兵庫県津名郡淡路町、東浦町、津名町、北淡町、一宮町及び五色町並びに三原郡緑町、三原町、西淡町及び南淡町

### 2 構造改革特別区域の名称

くにうみツーリズム特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

洲本市並びに兵庫県津名郡淡路町、東浦町、津名町、北淡町、一宮町及び五色町並びに三原郡緑町、三原町、西淡町及び南淡町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

- ( 1 ) 兵庫県の南部、瀬戸内海の東端に位置する淡路島は、紀淡、明石、鳴門の三海峡の優れた展望や白砂青松、断層崖等の海岸景観を有する瀬戸内海国立公園の豊かな自然環境に恵まれ、温暖で、降水量は比較的少ないが晴天の多い瀬戸内式気候に属する自然的・地理的・社会的な一体性を有した地域である。
- ( 2 ) 当地域は、万葉の時代から「御食国」と呼ばれた食糧基地としての機能を現在に引き継ぎ、農漁業や地場産業が盛んな地域である。また、古来より「島」という事情もあり、生活、文化、経済といった面で一体的な生活圏を形成していた地域である。
- ( 3 ) 淡路島は、昔から畿内へ至る海の玄関口として地理的に重要な位置を占めてきたが、昭和60年6月の「大鳴門橋」、平成10年4月の「明石海峡大橋」開通といった交通網の整備により、本州四国と直接陸路で結ばれ、交通圏の飛躍的な拡大がなされ、京阪神を中心とした都市部住民を淡路地域へ誘客できる基盤が整備されてきた。
- ( 4 ) このような中で当地域は、北淡町震災記念公園、県立淡路佐野運動公園、いざなぎ神宮、あわじ花さじき、淡路夢舞台、国営明石海峡公園、洲本城址、鳴門のうず潮、慶野松原、大鳴門橋記念館、あわじふれあい公園、五色浜、水仙郷、淡路ワールドパークONOKORO、淡路ファームパーク・イングランドの丘といった多種多彩なツーリズム資源を有している。  
また、最近では平成12年に「人と自然のコミュニケーション」をテーマに「淡路花博ジャパンフローラ2000」を開催するなど豊かな自然や環境を活用したイベントを開催し、地域の魅力アップに努めている。

- (5) 当地域は、特区内総人口約15万9千人の約6.5倍にも及び1千35万人(平成13年実績)もの観光客の入込があるなど、ツーリズムに対するポテンシャルは高く、また、総生産に占める観光消費による付加価値誘発額の比率は過去10年平均で17.3%と県内で最も高く、観光への依存度が高い地域となっている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

- (1) 淡路地域は、もともと、淡路固有の伝統文化である淡路人形浄瑠璃や温泉、さらには脈々と受け継がれてきた祭りといった多彩なツーリズム資源に恵まれた地域であったが、ライフスタイルや価値観の多様化が進み、景気の低迷が長期化していることもあり、淡路島地域への観光入込客数は、平成10年「明石海峡大橋」開通後急増したものの、現在では伸び悩んでいる。
- (2) こうした状況の中で、兵庫県では、平成14年4月に策定した「ひょうごツーリズムビジョン」に基づき、県・市町・地域の様々なセクターや個人が協働し、県内の多彩な地域個性を活かして、観光名所を中心とした従来の観光にとどまらない多彩な交流を進めるなど、経済・社会の成熟化に対応したツーリズムの振興、ひいては交流・集客を基軸とした地域経済の構造改革に取り組んでいる。
- (3) また、淡路地域においても、地域の特色や課題に対応した主体的取り組みによる行動計画「淡路地域ツーリズム行動プログラム」を策定し、地域のツーリズム振興に積極的に取り組んでいる。
- (4) その中で、本年5月、SARS(重症急性呼吸器症候群)に感染した台湾人医師の兵庫県内周遊に伴う事件が発生し、同医師の立ち寄り先の一つである淡路島は、観光客入込の大幅な減少や宿泊施設の1万8千件にもものぼるキャンセルが発生するなど県内で最も大きい被害を受けた。
- (5) 豊かな自然に彩られた淡路島は、国生み神話にまつわる深い歴史と文化、四季を通じて和みを与えてくれる花々、温泉やアミューズメント、アウトドアスポーツ、農業漁業における体験メニュー、瓦や線香といった地場産業での体験メニューなど多彩なツーリズム資源と豊かな自然とが一体となって、都市部住民を受け入れる環境を整備してきており、こうした資源を活かしたツーリズム振興を展開しているが、さらに、地域の潜在的な活力を引き出し、地域活性化を進めるために民間や地域住民の意欲を活かし得る規制の特例措置を活用したツーリズムの振興を図っていくものである。
- (6) すなわち本計画は、SARSの影響により観光面で多大な被害を受けた淡路地域の活性化を真摯に志向する地域の多様な主体と行政が連携し、国立公園内での誘客を回復するための催しにかかる規制の特例措置と地域の自助努力によるツーリズム振興策を両輪として、本地域の持てる資源を最大限に引き出し、低迷する淡路地域の活性化を積極的に進めようとするものである。

(7) 集客による地域活性化は全国的な課題であるが、これまで淡路地域は計画的な開発整備と自然に配慮した「淡路島リゾート構想」の策定や「淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例」の制定など自然環境に配慮した様々な取り組みを行ってきており、こうした環境の整備された淡路地域においてこそ、国立公園における自然を活用した催しの開催がふさわしいと考える。

環境に配慮したイベントの開催、集客による地域活性化は、まさにこうした21世紀にふさわしい地域構造の改革の流れに沿ったものであり、かつ全国に発信すべき、地域資源活用型・住民参画型・自然環境配慮型の地域活性化モデルの構築をめざしている。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

自然環境や国生み神話、人形浄瑠璃といった文化・知的資源の豊富さという地域特性を十分に活かしつつ、例えば、国の重要無形民俗文化財に指定されている淡路人形浄瑠璃のツーリズム資源としてのさらなる活用、農業、漁業、工芸などを観光客と地元の人々とが一緒に楽しむ体験メニュー、五色浜や慶野松原といった景勝地での自然環境に配慮した集客イベントなど、地域資源活用・住民参画・自然環境配慮といった新たな、独自のツーリズムモデルを構築していく。

具体的には、国立公園における自然を活用した催しの容易化事業を核として、市町等が実施するイベントに対する地域活性化集客支援事業による支援、ひょうごツーリズムバスによる支援など関連事業を一体的に行うことにより、多くの観光客を淡路地域へ呼び込み、淡路地域への誘客の回復を目指していく。

(1) 国立公園における自然を活用した催しの容易化にかかる規制の特例措置と、地元市町、県、(社)ひょうごツーリズム協会、淡路島観光連盟等が実施する集客イベントを一体的に行うことで、淡路地域の持つ観光資源のポテンシャルを最大限に引き出し、淡路島への誘客回復を図り、地域経済の活性化へと繋げていく。

(2) このことは、短期的に見ても、SARSにより多大な被害を受けた淡路島の誘客回復に資するものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

規制の特例措置を活用した国立公園における自然を活用した催しを軸としたツーリズム振興と、これらとの相乗効果が期待される温泉地や海・山のレジャースポーツでの観光振興策等を地域の自助努力で一体的に展開し、淡路地域への観光客の入込客数の増加、観光消費額の増加を目指す。

< 観光客入込数 >

(千人)

区分		3年度	13年度	16年度	18年度	20年度	
入込 人数	計	8,895	10,347	10,616	10,947	11,278	
	分類	うち日帰	6,804	8,956	9,188	9,475	9,762
		うち宿泊	2,091	1,391	1,428	1,472	1,516
	分類	県外から	5,271	5,901	6,054	6,243	6,432
		県内から	3,624	4,446	4,562	4,704	4,846

< 観光消費額 >

(億円)

区 分	3年度	13年度	16年度	18年度	20年度
日帰り	402	531	545	562	579
宿 泊	407	297	305	314	324
計	809	828	850	876	903

・過去10年間の伸び率は16%。今後5年間の伸び率は8%と見込む。

また、特区推進による効果(関連事業を含む)1%を計上し、9%の伸びで入込客数を見込んだ。

8 特定事業の名称

番号	特定事業の名称
1301 1302	国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) くとうみツーリズム特区地域推進会議の設置による推進

特区における規制緩和項目の円滑な実施に必要な国、県、市町間の調整や特区相互及び特区とその隣接地域をはじめとした特区外との連携緊密化のための調整などを行う「兵庫県構造改革特区推進協議会」に加え、くとうみツーリズム特区推進のため、淡路県民局、特区参画市町(1市10町)、県庁関係課、観光関係団体などを中心に構成する「くとうみツーリズム特区地域推進会議」を設置し、特区事業の円滑な推進を図るための推進体制を整備し、地元合意の形成、特定事業の円滑な実施、新たな特定事業実施主体の掘り起こしなど、特区事業を強力に推進していく。

- ( 2 ) 市町等が実施するイベントに対する地域活性化集客支援事業による支援  
イベントの果たす集客力や賑わいの創出、消費は地域の活性化に大きな効果が期待される。イベントに体験・交流など参加型の要素を取り入れることにより新たな集客や消費につながることから、市町や観光関連団体、地場産業組合等が実施するイベント事業に対して助成を行うことでツーリズムの振興を促進する。
  
- ( 3 ) ひょうごツーリズムバス事業による集客支援  
淡路地域の多様な特色あるツーリズム資源を活かして、体験・交流などのツーリズム活動を目的とした県外からの来訪客の誘客促進を図るとともに、隣県と県境を越えてネットワーク化を目的とした一体的な観光地づくりを進めるため、連携・交流を図りながら、ツーリストのニーズに応えつつ、新たなツーリズム活動を誘発し、地域の活性化を図る。
  
- ( 4 ) フレンドリーイン推進事業  
国際ツーリストへの独自のホスピタリティを有し、地域の魅力発信の核となる施設をフレンドリーイン（日本の家庭の雰囲気を経験できる民宿、ペンション等）として登録、PRを行い、ツーリズムを推進する。

## 別紙 1

### 1 特定事業の名称

1301, 1302 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の国立公園において行う自然環境を活用した催しであって、関係市町が地域の活性化に資するものと認めたものを実施する者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日から

### 4 特定事業の内容

特区内の国立公園（特別保護地区を除く。）内の自然環境を活用した催しであって、関係市町が地域の活性化に資すると認めるもののために一時的に行われる道路、駐車場、運動場、芝生園地及び植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所における工作物の設置、広告物の設置、小規模な土地の形状変更及び工作物の色彩の変更で風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ない行為について、自然公園法第13条第3項及び第26条第1項の規定を適用しないこととする。

例えば、南淡町福良漁港、洲本市由良漁港で淡路の鯛、生鮮魚介類等の即売会、試食、抽選会、魚に関するセミナー、ミニ水族館での展示を行う“さかな祭り（仮称）”の実施（仮設ステージ、仮設トイレ、案内表示板等を簡易な工作物として設置する予定。）や、慶野松原沖の水泳（2km）、西淡町、北淡町、一宮町で行う自転車（45km）、一宮町、西淡町で行うマラソン（20km）からなる“ミニ・トライアスロン（仮称）”の実施（仮設テント、仮設トイレ、案内表示板等を簡易な工作物として設置する予定。）等を予定している。

### 5 当該規制の特例措置の内容

特区内において特定事業に係る催し（以下、「自然活用型催し」という。）が実施される場合には、当該自然活用型催しを行う場所を管轄する市町は、国立公園にあつては環境大臣（環境省神戸自然保護官事務所に提出。）に、当該自然活用型催しの名称、開催場所、開催期間及び当該自然活用型催しに伴う行為の概要を通知することとする。

ただし、当該自然活用型催しを行う場所を管轄する市町は、通知に当たっては、当該催しが、自然を活用した催しであつて、地域の活性化に資するものであると認め、かつ、そのために、一時的に行われる道路、駐車場、運動場、芝生園地及び植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所における工作物の設置、広告物の設置、小規模な土地の形状変更及び工作物の色彩の変更で風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ない行為であることを認めた上で、通知を行わなければならない。

また、催しの実施にあたっては、当該自然活用型催しを行う場所を管轄する市町は風致の維持に十分配慮し、又は催しの実施者に十分配慮するよう指導を行わなければならない。

あわせて、催しの実施のために行われた行為については、当該自然活用型催しを行う場所を管轄する市町が原状回復を行い、又は行為者に原状回復を指導しなくてはならない。

本特区区域は国立公園区域のみが指定されているため、国定公園にかかる記載については削除した。